

市税条例の改正

地方税法の改正などに伴い、市税条例が改正されました。主な内容は以下のとおりです。

市 民 税

問 税務課市民税係 ☎95-9878

●住宅ローン控除の特例の延長など

住宅ローン控除の控除期間13年の特例を延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年12月末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の人について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象とします。

		改正後	改正前
入居要件		令和4年12月末までの入居	2年12月末までの入居 ※新型コロナの影響による遅れは3年12月末まで
契約要件	新築	2年10月～3年9月末に契約	2年9月末までに契約
	分譲住宅など	2年12月～3年11月末に契約	2年11月末までに契約
面積・所得要件	50㎡以上	合計所得金額3,000万円以下	合計所得金額3,000万円以下
	40～50㎡	合計所得金額1,000万円以下	—

●医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長

対象医薬品の範囲を見直し、適用期限を令和3年12月31日から8年12月31日まで5年間延長します。

●個人市民税の非課税範囲の見直し ※令和6年度から適用です。

30歳以上70歳未満の国外居住親族が原則として扶養控除の適用対象外とされることに伴い、個人市民税の非課税限度額の算定における扶養親族の範囲を扶養控除の取り扱いと同様とします。



固 定 資 産 税

問 税務課固定資産税係 ☎95-9879

●土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続

- ・ 現行の負担調整措置を令和3年度から5年度まで3年間延長します。
- ・ 3年度限りの措置として、一部の例外（課税地目又は利用形態の変更）を除き、3年度の課税標準額が上昇する場合は2年度の課税標準額と同額とします。

※都市計画税も同様の取り扱いです。



軽 自 動 車 税

問 税務課管理係 ☎95-9876

●車体課税の見直し

- ・ 環境性能割の税率区分を、令和3年4月1日から5年3月31日までに取得したものについて12年度（2030年度）を基準とした新たな燃費基準の下で見直します。
- ・ 自家用乗用車に係る環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、3年12月31日までに取得したものを対象とします。
- ・ 燃費性能などの優れた車両を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）について、重点化などを行った上で適用期限を2年間延長し、5年3月31日までに取得したものを対象とします。

改正後の軽減率

区分	自家用乗用車	営業用乗用車	貨物用
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	75%	75%	75%
2030年度燃費基準90%達成	—	50%	—
2030年度燃費基準70%達成	—	25%	—